

保険拠出限度上がる

(西ドイツ)

ドイツ連邦参議院は昨年来70日以上の論議を経て12月16日、今年の社会保険の全部門における保険義務と拠出の新限度についての政府案を承認した。この結果年金保険の拠出率18%，鉱山従業員保険の23.5%，失業保険の3%はそのまま、疾病保険は個々の金庫の規定する拠出額が適用され、これは平均して11%ないし11.5%となる。各部門の毎月の拠出測定限度は次の通りである。

労働者・職員保険	3,700 マルク
鉱山従業員保険	4,600 "
失業保険	3,700 "
疾病保険(公的)	2,775 "

これによると被用者の最高拠出額は年金保険で333マルク、鉱山従業員保険で391マルク、失業保険で55.50マルクとなり、疾病保険では11%の拠出率の場合最高拠出額は153マルクとなる（以上は1月1日から適用される）。

以上のはか、

公的災害保険の年金受給者は7.4%増額される。

農家の老齢手当、農地譲渡年金ならびに遺児年金は9.9%増額される。

児童手当については、第2子に対し国は従来の月70マルクを80%に、第3子とそれ以降の各子に対しては120マルクを150マルクに増額する。

さらに薬剤法(Arzneimittelgesetz)も1月1日から改正された。

従来の薬剤登録手続きに代えて、ほとんどすべての薬剤は認可義務を課せら

れる。除外されるのはホメオパシー薬品だけである。それ以外の薬剤はすべて製造者が品質、効能、安全性の証明をしなければならない。使用法を判読し易く記載しなければならない。製薬会社は障害の生じた場合の責任保険をかけなければならないこととなり、連邦保険局がこれらを監督する。

Süddeutsche Zeitung, 17/18 Dezember, 31,
Dezember, 1977.

老齢限度の引き下げをめぐって

(西ドイツ)

ベルリンのドイツ経済研究所(das Deutsche Institut für Wirtschaftsforschung)によると、年金受給年齢変動制(flexible Altersgrenze)の導入により西ドイツの1975、76年の労働市場の負担は著しく軽減されたが、年金保険の老齢限度(Altersgrenz)を全般的に引き下げるのあまり意味がないという。高齢者の稼得活動は近年既に非常に低下しているのである。

年齢変動制を導入した翌年の1972年には60歳から65歳の男子の69%がなお働いていたが、1976年になるとこの率は52%に下がっている。1975、76年に変動性を利用した人が、もし65歳まで年金開始期を待っていたとすれば、1976年には全体として約19万の職場がさらに必要であったはずである。廃疾年金受給(60ないし64歳)が1976年は少なかったので、年齢変動制の純効果はほぼ16万人であろう。

一方労働市場・職業研究所(das Institut für Arbeitsmarkt- und Berufsforschung)は年金受給年齢を60歳に下げることで約1% (1980年24

万4千人)減少させられると見て、経済研究所の計算を現実的なものとしているが、しかし老齢限度の引き下げは労働市場政策の見地からなく、社会政策的見地から—例えば重度障害者の退職年限の引き下げ—論じなければならないとしている。つまり原則として国家補助の増加は可能であり、しかもそれによって生ずる年金支出とそれによって節約される失業者への支給との差額だけが帳簿上残るにすぎない、と経済研究所はいうのである。

もっとも老齢限度を全般的に引き下げるることは、年をとってからも働きたいという被用者が職場の問題で圧迫をうけることになり、比較的高い年金受給権をもつ被保険者だけが早期の退職をすることができるという矛盾が生ずる。結局のところ1990年になって労働力供給が減少して、そのため老齢者負担率(就業可能年齢の者が賄う年金受給者数)は激増することになる。その時になってもう一度老齢限度を上げようとしても無理だろう。

それよりは経済研究所が考えているように、今後10年内について、人口構造の変化の結果労働力の余剰を期待して、それに対処するようにするのが有意義であろう。

Süddeutsche Zeitung, 5/6 Januar 1978.

(安積銳二 国立国会図書館)

アメリカにおける失業と AFDC 給付

インフレ抑制政策の結果として失業者が増大した場合に、雇用対策への要求が高まるのにさほど長い時間がかかるわけではない。ところが、かなりの時間的遅れの後に、いわば失業の後遺症が福祉制度に影響をおよぼし始めるとする

ならば、これには注意をはらうべきであろう。

これから紹介しようとするアルビンとシュタイン論文に付された掲載雑誌編集者の解説文を、まず引用してみよう。

「失業状態と福祉受給者との間には正の相関関係が予想されるが、1960年代には、これが負の関係に変化し、しかもクロスセクション・データによる研究の結果でも、福祉システムは労働市場の状態の差異に対して感応的というわけではないことが明確にされている。それに対して、本研究は、1959~71年の時系列データを用い、つぎのこと、すなわち、4年間もの時間的遅れがあるにせよ、福祉システムは、失業状態の変化に対して比較的よく反応する、ということを見出した。……」

アルビンらは、ここで用いた方法がまだ試みの段階を出ないものであることを強調しながらも、この研究の一般的性質としては、時系列アプローチであること、特殊な性質として公共支出モデルであることを挙げている。そして、救済の諸制度がもっているマクロ経済的な機能とそれに関連する財政活動とに新しい分析視点を投げかけようとしている。

(1) 福祉システムのモデル化

ここではAFDCにより福祉システムを代表させて、それをモデル化しているが、便宜的につぎのようにグラフ化してみよう。

E(扶助支出), R^a (受給者数), B(給付水準。ただし、州により、あるいは家族構成により異なるので、ここでは、 $B = E/R^a$ という平均値), R^d (扶助の需要者数。つまり、潜在的な受給者数。), D(潜在的受給者数に見合う扶助支出, $D = R^d B$)。

